

参考条文

弁理士法

(欠格事由)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 前号に該当する者を除くほか、第 78 条から第 81 条までの罪、特許法第 196 条から第 198 条 まで若しくは第 200 条 の罪、実用新案法第 56 条 から第 58 条 まで若しくは第 60 条 の罪、意匠法第 69 条 から第 71 条 まで若しくは第 73 条 の罪又は商標法第 78 条 から第 80 条 まで若しくは同法 附則第 28 条 の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 3 前 2 号に該当する者を除くほか、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 109 条第 2 項（関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号 及び第 10 号 に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第 3 項（関税法第 109 条第 2 項 に係る部分に限る。）若しくは第 112 条 第 1 項（関税法第 109 条第 2 項 に係る部分に限る。）の罪、著作権法第 119 条 から第 122 条 までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 51 条第 1 項 若しくは第 52 条の罪又は不正競争防止法第 21 条第 1 項第 1 号 から第 9 号 まで若しくは第 11 号（同法第 18 条第 1 項 に係る部分を除く。）若しくは第 2 項 の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- 4 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 3 年を経過しない者
- 5 第 23 条第 1 項の規定により登録の取消しの処分を受け、その処分の日から 3 年を経過しない者
- 6 第 32 条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から 3 年を経過しない者
- 7 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和 61 年法律第 66 号）、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）又は税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分の日から 3 年を経過しないもの

- 8 第 32 条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、当該期間を経過しない者
- 9 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 10 破産者で復権を得ないもの

(登録の抹消)

第 24 条 弁理士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本弁理士会は、その登録を抹消しなければならない。

- 1 その業務を廃止したとき。
 - 2 死亡したとき。
 - 3 第 8 条各号（第 5 号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 4 前条第 1 項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。
 - 5 第 61 条の規定による退会の処分を受けたとき。
- 2 弁理士が前項第 1 号から第 3 号までの規定のいずれかに該当することとなったときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならない。
- 3 日本弁理士会は、第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 5 号の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該弁理士に書面により通知しなければならない。

(懲戒の種類)

第 32 条 弁理士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、経済産業大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 1 戒告
- 2 2 年以内の業務の停止
- 3 業務の禁止

(懲戒の手続)

第 33 条 何人も、弁理士に前条に該当する事実があると思料するときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 前項に規定する報告があったときは、経済産業大臣は、事件について必要な調査をしなければならない。
- 3 経済産業大臣は、弁理士に前条に該当する事実があると思料するときは、職権をもって、必要な調査をすることができる。
- 4 経済産業大臣は、前条の規定により戒告又は 2 年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5 前条の規定による懲戒の処分は、聴聞を行った後、相当な証拠により同条に該当する事実があると認めた場合において、審議会の意見を聴いて行う。

(調査のための権限)

第 34 条 経済産業大臣は、前条第 2 項 (第 69 条第 2 項において準用する場合を含む。) 又は第 3 項の規定により事件について必要な調査をするため、当該弁理士に対し、その業務に関し必要な報告を命じ、又は帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

(登録抹消の制限)

第 35 条 日本弁理士会は、弁理士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が終了するまでは、第 24 条第 1 項第 1 号若しくは第 5 号又は第 25 条第 1 項の規定による当該弁理士の登録の抹消をすることができない。

(懲戒処分の公告)

第 36 条 経済産業大臣は、第 32 条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を官報をもって公告しなければならない。

(社員の資格)

第 39 条 特許業務法人の社員は、弁理士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

- 1 第 32 条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
- 2 第 54 条の規定により特許業務法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前 30 日以内にその社員であった者でその処分の日から 3 年 (業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間) を経過しないもの

(違法行為等についての処分)

第 54 条 経済産業大臣は、特許業務法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その特許業務法人に対し、戒告し、若しくは 2 年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 第 33 条、第 34 条及び第 36 条の規定は、前項の処分について準用する。

3 第 1 項の規定は、同項の規定により特許業務法人を処分する場合において、当該特許業務法人の社員等につき第 32 条に該当する事実があるときは、その社員等である弁理士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(設立、目的及び法人格)

第 56 条 弁理士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて 1 個の日本弁理士会を設立しなければならない。

2 弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 弁理士会は、法人とする。

(弁理士会の退会処分)

第 61 条 弁理士会は、経済産業大臣の認可を受けて、弁理士会の秩序又は信用を害するおそれのある会員を退会させることができる。

(懲戒事由に該当する事実の報告)

第 69 条 弁理士会は、その会員に第 32 条又は第 54 条の規定に該当する事実があると認めるときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告するものとする。

2 第 33 条第 2 項の規定は、前項の報告があった場合について準用する。

日本弁理士会会則

(会員の処分)

第 49 条 会長は、会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合において、本会の秩序又は信用を害したときは、当該会員を処分することができる。

2 処分の方法は、次の 4 種とする。

(1) 戒告

(2) この会則によって会員に与えられた権利の 2 年を限度とする停止

(3) 経済産業大臣に対する懲戒の請求

(4) 退会

3 第 1 項の規定による処分は、会長が審査委員会の決議を経てこれを行う。

4 第 2 項第 4 号に規定する退会の処分は、経済産業大臣の認可を受けなければ、これを行うことができない。

5 第 1 項の規定は、同項の規定により特許業務法人を処分する場合において、当該特許業務法人の社員又は使用人である弁理士（以下「社員等」という。）に第 1 項に該当する事実があるときに、その社員等である会員に対し、処分を併せて行うことを妨げるものではない。

6 会長は、6 月以上会費を滞納した会員が督促を受けて、なお滞納した会費を納付しないときは、当該会員（当該会員が特許業務法人であるときを除く）を第 2 項第 4 号の退会処分とすることができる。この場合には、第 3 項の規定は、適用しない。

(処分の請求)

第 50 条 何人も、会員について、前条第 1 項に該当する事実があると思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、当該会員を処分することを求めることができる。